

令和 2 年 8 月 1 2 日

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会
会長 細田 勲 様

茅ヶ崎市立松林公民館
担当課長兼館長 菊池 修

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第 2 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を求める事項

社会の変化に対応した「地域活動の拠点」となる公民館のあり方について

- 1) これからの公民館に求められる役割・機能について
- 2) 公民館事業のあり方について（事業の認知度や参加者層の拡大に向けて）
- 3) 地域集会施設との連携について

2 理由

公民館は、戦後の公民館制度の発足当初から、市民の自治能力の向上と地域づくりに貢献することが求められてきました。

しかしながら、近年、社会情勢、生活環境の変化により市民生活も向上し、個々人のライフスタイルが多様化する一方、地域のつながりの希薄化等に伴い、地域を取り巻く諸課題も複雑・多様化しており、また、新型コロナウイルス感染症対策として令和 2 年 2 月末から 3 年 3 月末まで公民館主催事業を中止している状況であることや新しい生活様式が求められている中で、「公民館」も時代に即した変容がこれまで以上に求められています。

そのためには、改めて地域の課題に向き合い、解決するための「地域力」をより一層高めるべく、公民館が多様な住民をつなぐ場、幅広い活動の場であると同時に、地域の課題解決や地域づくりに繋がる様々な学習の機会を提供していくことが必要不可欠であると考えます。

以上のことから、上記 1 の「検討を求める事項」において諮問をいたしますので、公民館の体制（役割や機能）や、さらなる利用者拡大に向けた公民館事業のあり方等について、ご審議のうえ答申くださいますようお願いいたします。

3 答申希望日 令和 3 年 3 月